

添付法令資料 3 :

質の高いジャーナリズムを支援するためのデジタル・プラットフォーム企業の
責任に関する2024年2月20日付インドネシア共和国大統領規則No. 32 (目次)
同年 8 月 20 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 デジタル・プラットフォーム企業 (第 4 条ないし第 6 条)
- 第 3 章 デジタル・プラットフォーム企業と報道企業との協力
 - 第 1 節 通則 (第 7 条)
 - 第 2 節 紛争解決 (第 8 条)
- 第 4 章 委員会
 - 第 1 節 組織 (第 9 条)
 - 第 2 節 職務、役割及び業務手順 (第 10 条ないし第 13 条)
 - 第 3 節 構成要素、メンバーシップ及び事務局 (第 14 条ないし第 17 条)
- 第 5 章 資金調達 (第 18 条)
- 第 6 章 終則 (第 19 条)